資金区分							
公的資金	財政融資資金	231	129	102	79.1		
	地方公共団体金融機構資金（国の予算等貸付金）	1,966	230	1,736	754.8		
		（—）	（8）	（△8）	（皆減）		

その他同意等の見込まれる項目
1　上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
2　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
3　国の予算から貸し付けられる貸付金及びこれを受けて事業を実施する場合において発行する一般事業債

（備考）
1　国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
2　「内訳」欄の（　）書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

(2)　全国防災事業

（単位：億円、%）

項目	平成25年度計画額(A)	平成24年度計画額(B)	差引(A)—(B)(C)	増減率(C)／(B)×100
一般会計債				
公営住宅建設事業	—	178	△ 178	皆減
旧緊急防災・減災事業	—	3,995	△ 3,995	皆減
全国防災事業	973	—	973	皆増
公営企業債				
水道事業	—	216	△ 216	皆減
工業用水道事業	—	1	△ 1	皆減
下水道事業	—	156	△ 156	皆減
総計	973	4,546	△ 3,573	△ 78.6
内訳 普通会計分	973	4,173	△ 3,200	△ 76.7
公営企業会計等分	—	373	△ 373	皆減
資金区分 公的資金				
財政融資資金	820	2,553	△ 1,733	△ 67.9
地方公共団体金融機構資金	153	1,993	△ 1,840	△ 92.3

その他同意等の見込まれる項目
東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第九号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成十八年消防庁告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日　　消防庁長官　岡崎　浩巳

一の4の(4)の次に次のように加える。

(5)　財政措置

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、平成二十六年度以降、消防広域化重点地域に対するものに重点化するとともに、必要に応じて見直すものとする。

①　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この(5)において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

②　市町村の消防の広域化（平成三十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要である位置づけられたものについては、新築を含む。）であって、当該広域化後十年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあっては平成三十四年度までに完了するもの。③において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

③　市町村の消防の広域化（平成三十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築であって、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

④　市町村の消防の広域化に伴う消防本部庁舎の整備に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

⑤　消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

⑥　市町村の消防の広域化（平成三十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあっては平成二十九年度までに完了するもの。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

⑦　市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の市町村の消防の広域化に関する基本指針は、平成二十五年四月一日から適用する。